

## 【追 悼】

### 松本 正さんと高校教育研究所

フォーラムの前身・群馬県高校教育研究所が3年間の準備室時代を経て正式に発足したのは96年8月、松本さんが定年退職して5ヶ月後のことでした。1年目から事務局員として研究所に参加した松本さんですが、桐工退職時に生徒会誌に寄稿した文章が校長の指示で切り取られるという許しがたい「事件」が起こったため、この年11月、松本さんは県と校長を相手取って提訴、以後8年に及ぶ長い法廷闘争をたたかうこととなります。文字通りの東奔西走、全国各地はもとより彼の足跡は遠くジュネーブの国連人権委員会にまで及びました。

生徒会誌の切り取りがいかにも理不尽で、教育の条理にはずれたものであるかは明らかでしたから、この裁判への取り組みはまさに研究所の課題そのものでした。前橋地裁における教育学者の証言は、「研究所ノート」として広く現場にも配布され、教育の自由に対する不当な圧力をはね返す武器ともなりました。

次の3つが、地裁での証言と一審判決批判としてまとめられたものです。

No.13 教育の自由と「校長権限」 東大教授 浦野東洋一 2000・4

No.15 「教育の政治的中立」とは何か 東大名誉教授 堀尾 輝久 2000・9

No.18 松本裁判・前橋地裁判決のどこがおかしいか

—東京高裁控訴審第2準備書面より— 2001・9

とりわけNo.15 堀尾教授の証言は、堀尾輝久著『新版 教育の自由と権利』（青木書店刊 2002）に収められました。「国民の学習権と教師の責務」という副題を持つ論文集で、初出掲載誌一覧には高校教育研究所の「ノート15号」と明記され、収録にあたっては発行元・青木書店から許可を求められたものです。

なおこのほかに、No.12「勤評闘争の現代的意義」（元群馬高教組執行委員長 榎本道喜）は松本裁判の法廷における陳述書として用意されたものでした。

8年間に及んだ裁判の結果は、前橋地裁の請求棄却（00年11月）に続き、東京高裁での控訴棄却（02年5月）、最高裁での上告棄却（04年7月）と残念な結果に終わりました。三権分立とは建前だけで、現実には行政に追随しているのではないか思えぬ司法の現状を示すような不当判決ばかりでしたが、松本さんが訴えた「教育の自由」と平和・人権への強い意志は多くの人たちに勇気と感動を与えるものだった、と言ってよいでしょう。

松本さんは05年までちょうど10年間、研究所の事務局員（のちには運営委員）として活躍してくれました。まだまだやり遺したことも多かったでしょうに、早すぎた別れが惜しまれます。心からご冥福を祈ります。（内藤真治）